

第3講

事業承継を成功させる

アクション[前半]

経営権の分散防止・税負担対策

平成29年9月2日(土)



ひょうご税理士法人

代表社員税理士
公認会計士 妹尾 芳郎
代表社員行政書士

1

事業承継に伴うさまざまな課題とその対策

後継者を決められない。
どのように教育したら
いいのかもわからない。



後継者が
決まらない場合は、
M&Aも考えている。

2 後継者の選び方・教育方法

後継者はいつまでに
決めればいいのか？

後継者選びでは、どのような
点に注意すればいい？

後継者に対してどのような
教育を行う必要があるの？

3

7 8 M&Aによる事業承継

M&Aにはどのような手法が
ある？

M&Aの手順、流れを知りたい

企業価値の算定方法は？

個人事業主の事業承継

事業承継は早めに準備を始め
るほどうまくいきます。まずは
経営者が行動をはじめること
です！





後継者は決まったが、
後継者に自社株式を
集中させて経営権の
分散リスクに備えたい。

3 経営権の分散防止

後継者に経営権を
集中させるには？

遺言書を残す際の
注意点は？

遺留分って何？

種類株式で何が
できる？

4 税金負担対策

生前贈与を行う場合は
どのような課税が発生するの？

相続税や贈与税って
どのくらい納めるの？

事業承継税制を活用すれば
どんなメリットがある？



自社株式の
取得に伴う
相続税・贈与税の
負担を軽減したい。

5 事業承継で必要になるお金

MBOによる資金調達とは？

経営承継円滑化法を活用すれば
どんな金融支援が受けられる？



納税資金や
自社株式の買取り
資金を確保したい。

6 債務整理・個人保証への対応

債務を残した承継は何が問題？

経営者保証ガイドライン
による整理

後継者に
負担をかけないよう
債務整理を
進めたい。



3

経営権の分散防止

1 事業承継に伴う経営権の分散リスク

事業承継で自社株式の保有者が分散

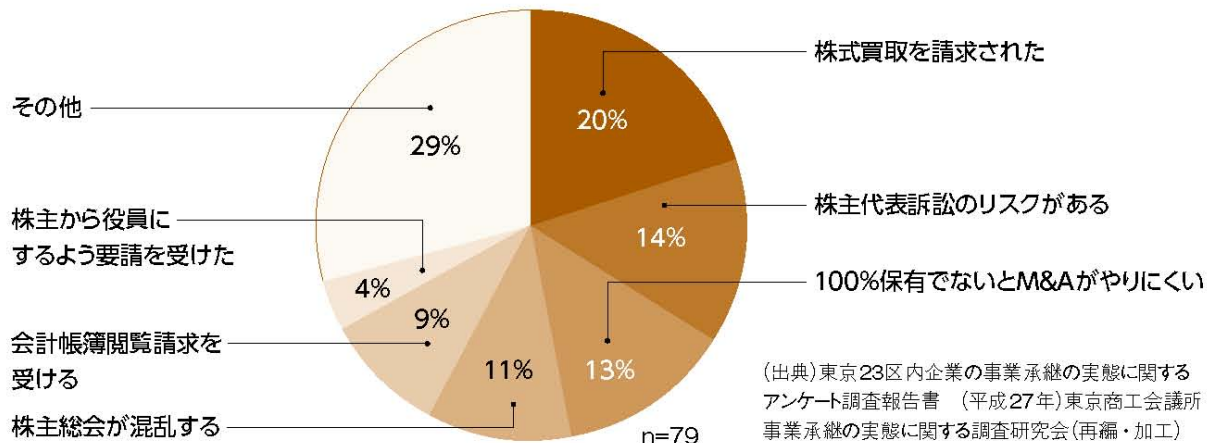
会社の経営権を安定させるためには、後継者に集中的に自社株式を承継することが望ましいですが、遺産分割協議の結果やほかの相続人からの遺留分減殺の請求によって、自社株式の保有者が分散してしまうリスクがあります。また、個人事業主では、事業用資産について分散リスクがあります。

経営者が生きているうちの事前の対策が望ましい

先代経営者の生前に、後継者に集中的に自社株式を譲渡するといった事前の対策が理想的です。自社株式を後継者に集中させる道筋を付けておかないと、相続発生後は、遺産分割が終了するまで遺産は相続人で共有されるので、遺産分割協議に時間を要した場合などは事業承継の実行が長期化するリスクがあります。

一方で、自社株式が分散してしまった場合の対策としては、自社株式の買取りに係る特例措置の活用などがあります。

■ 少数株主の存在で経営上困ることがあると答えた人の回答の内訳



2 自社株式の生前贈与

生前の対策で確実に承継

自社株式の分散を防止するための最もシンプルな方法は、経営者が活着しているうちに後継者へ承継を進めておくことです。

スムーズな事業承継には早期かつ計画的な取組が欠かせませんが、自社株式や事業用資産の生前贈与は経営者の意思で確実に実行できます。

生前ならば税金対策も豊富にある

自社株式や事業用資産の生前贈与には贈与税が課税されますが、年間110万円の基礎控除がある暦年課税制度や、生前贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する相続時精算課税制度、贈与税の納税が猶予・免除される事業承継税制を活用することで、贈与税の負担軽減を図ることが可能です。

3 安定株主（役員・従業員持株会など）の導入

安定株主の導入が株式の円滑な承継に有効

自社株式が分散するケースとして、後継者がすべての株式を取得することは税負担の問題で難しいため、ほかの相続人等に承継させることがあります。

この場合、経営者のほかに安定株主を導入する方法が有効です。安定株主が一定割合の株式を保有する場合、経営者は、安定株主の保有株式を合計して安定多数の議決権割合を確保でき、経営を安定化することができます。また、後継者が承継する株式の数も減らすことができます。

用語解説

【安定株主】…安定株主とは、基本的に現経営者の経営方針に賛同し、長期間にわたって保有を継続してくれる株主のことです。安定株主の候補としては、役員・従業員持株会、中小企業投資育成株式会社、金融機関、取引先などがあります。



1963年に法律に基づいて設立された政策実施機関「中小企業投資育成株式会社」は、これまで5,000社超の中小企業に投資を行っており、長期安定株主としてスムーズな事業承継を支援しています。

投資・育成事業

- ①株式会社の設立に際して発行される株式の引受け
- ②増資に際して発行される株式の引受け
- ③新株予約権の引受け
- ④新株予約権付社債の引受け
※必要に応じて、企業が保有する自己株式の取得や追加投資も可能
- ⑤コンサルティング

※基本的に業種は問いませんが、公序良俗に反する事業や投機的な事業は対象外となります。

4 遺言を作成する

遺言はスムーズな事業承継に役立つ

先代経営者が遺言を残しておくことは、相続争いや遺産分割トラブルを回避することに有効です。後継者には株式や事業用資産、ほかの相続人には事業に関係のない資産や現金などを相続させるというように、経営者の意思に適った相続が期待できます。

遺言がない場合、遺産の配分は相続人たちの遺産分割協議を経て決定するので、結果として自社株式や事業用資産が分散してしまったり、協議がまとまらずに相続争いに発展してしまったりするケースもあります。

なぜ?
どうして!?

遺言が法律上、無効となるケースも

遺言には、自筆証書遺言、公正証書遺言などの方式があります。自筆証書遺言は自分一人で作成できるので、いつでも容易に作成できる一方、定められた形式を備えていない場合は、法的に無効となります。公正証書遺言は、法的な有効性を備えた遺言として公証役場で保管されますが、証人が2人以上必要となるなど手続きに煩雑な面があります。

■ 遺言書を作成する際の留意点

全財産の相続人を指定する

遺言にすべての財産について相続人が指定されていれば遺産分割協議の必要がなくなります。最後に、「その他一切の財産は〇〇に相続させる」という一文を入れることで、記載漏れがなくなります。

遺留分を考慮した内容

遺留分を侵害する内容は、相続人の遺留分減殺請求の原因となります。相続させる財産に差をつける場合、その理由を書いておくことで、相続人が受け入れやすくなるケースもあります。

あいまいな表現は避ける

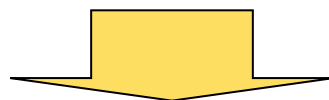
表現があいまいだと、いろいろな解釈ができるので、トラブルの原因となります。登記簿などを確認しながら、明確な表現で遺言書を作りましょう。

遺留分とは

遺言で財産を受け取ることができなかった法定相続人(兄弟姉妹は除く)は、相続財産の一定割合を受け取る権利があります。

これを遺留分といいます。

法定相続人の生活を守るために設けられた制度で遺言といえども限界があります。



- (1) 遺留分を受けられる人 → 配偶者、直系卑属(子など)、直系尊属(父母など)
- (2) 遺留分が受けられない人 → 兄弟姉妹

(3) 遺留分の割合

相続人	遺留分の割合
直系尊属のみが相続人である場合	被相続人の財産の1/3
上記以外の相続人の場合	被相続人の財産の1/2
被相続人の兄弟姉妹	なし

(4) 遺留分減殺請求権の時効

遺留分を侵害されていることを知った日から**1年以内**
または、相続開始から**10年**

5 遺留分減殺請求を踏まえた生前対策

相続人には相続財産の一定割合を相続する権利がある

相続人(配偶者、子、直系尊属)には法律上、相続財産の一定の割合を相続する遺留分の権利が認められています。後継者だけにすべての財産を相続させて、それ以外の相続人には一切残さないというような、遺留分への配慮を無視した贈与遺言などは、ほかの相続人からの遺留分減殺請求を招く一因となります。

■ 遺留分として相続人が最低限、受け取ることができる遺産割合の例

相続人が妻と子の場合



相続人全員で遺産の1/2

相続人が妻と被相続人の兄弟の場合



妻が遺産の1/2

遺留分に関する民法の特例で経営者の生前に対策を実施

将来の紛争防止のために、経営承継円滑化法に基づく遺留分に関する民法の特例が設けられています。後継者を含めた推定相続人全員の合意の上で、先代経営者から後継者に贈与等された自社株式について、一定の要件を満たしていることを条件に、遺留分の算定の基礎となる相続財産から除外するなどの取り決めが可能です。これにより、後継者が確実に自社株式を承継することができます。

■ 経営承継円滑化法に基づく遺留分に関する民法の特例

除外合意

経営者の生前に、後継者がほかの推定相続人全員と「後継者に贈与された自社株式等」について、遺留分の算定の基礎となる相続財産から除外することを合意します。

固定合意

経営者の生前に、後継者がほかの推定相続人全員と「後継者に贈与された自社株式等の評価額」について、遺留分の算定では合意時の株式等の評価額で固定することを合意します。

<除外合意のイメージ>

経営者から後継者に自社株式1億円を生前贈与

遺留分の対象 除外合意



自社株式以外の財産1億円

自社株式1億円



経営者の死亡までに株価上昇

遺留分の対象 除外合意



除外合意しているので株価上昇後も遺留分は変わらず

6 種類株式の発行

「議決権がない」株式も発行できる

会社法により、会社の個別的なニーズに対応した様々な種類株式が発行できるようになりました。事業承継での経営権の分散リスクを防止するために種類株式を活用するケースも広がっています。

経営者の相続財産の大部分を株式が占める場合、後継者に株式を集中させると、他の相続人から遺留分の主張が行われる可能性があります。そこで、後継者には普通株式を相続させ、他の相続人には無議決権株式を相続させることで、遺留分減殺請求による株式(議決権)分散リスクの低減を図ることができます。

後継者以外の株主には無議決権株式を

後継者以外の株主が保有する株式は議決権を持たない無議決権株式にしておくことで、株主総会での発言権がなくなり、会社の意思決定がスムーズになります。また、後継者以外の株主に相続が発生した場合には、相続後に保有する議決権割合が5%未満ならば、株価評価で配当還元方式を適用でき、相続税評価額の軽減が期待できる場合があります。

■ 事業承継に向けた種類株式の導入例

議決権制限種類株式

株式の議決権を制限します。
後継者には議決権のある普通株式、後継者以外の相続人には無議決権株式を相続させることで、遺留分減殺請求による株式(議決権)分散リスクの低減を図ります。

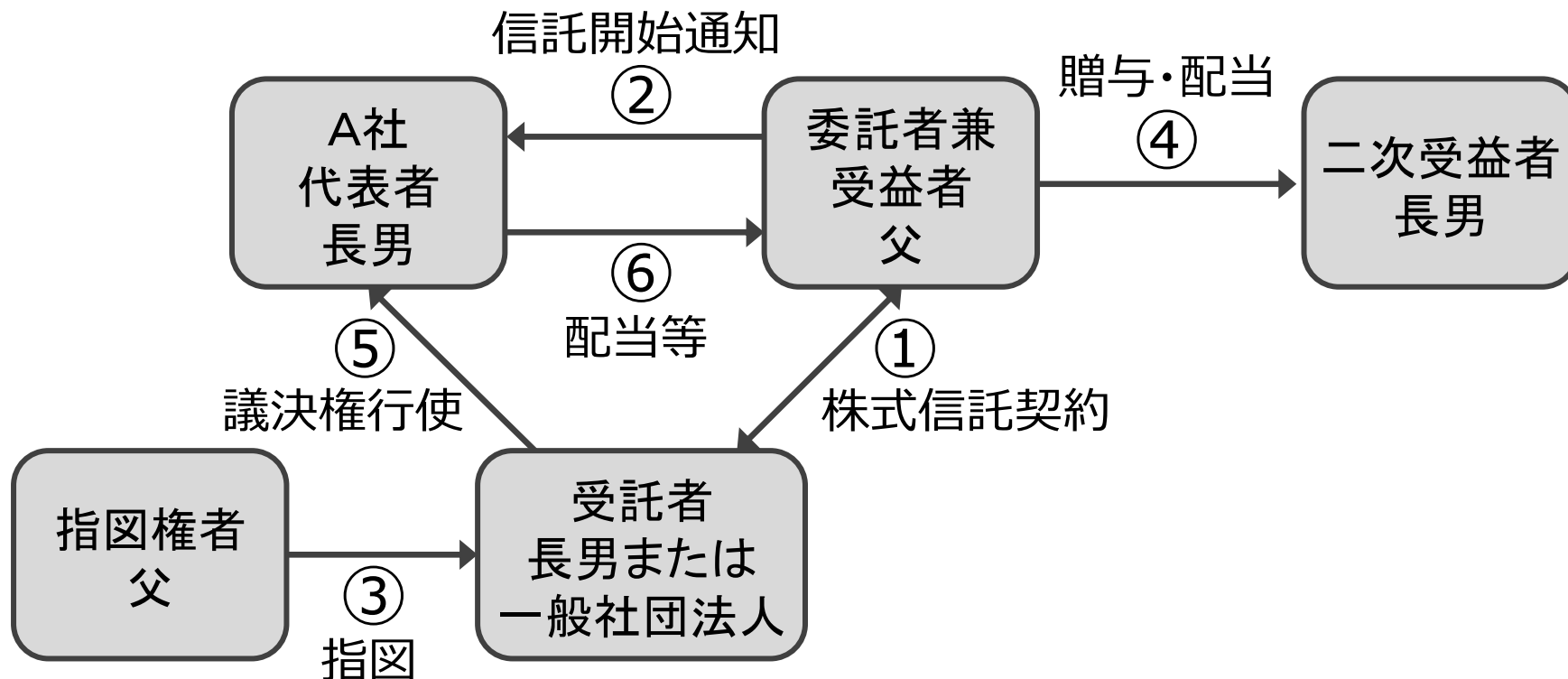
取得条項付種類株式

株式の取得条項を付します。
「株主の死亡」を取得条項としておくことで、株主が死亡した場合には会社がこれを買取ることとし、株式の散逸を防止することができます。

譲渡制限株式

株式の譲渡について会社の承認を必要とします。
会社にとっては望ましくない第三者に売却しようとした場合、会社(株主総会や取締役会)はこれを承認しない判断をすることにより、株式の分散を防止することができます。

議決権行使信託



株主は父から長男に移るが、当面の問題は、父が受託者の長男または一般社団法人に対し、議決権行使に関する指図をする。父が認知症あるいは指図をしなければ、受託者が議決権を行使する。

8 持株会社の設立

遺産分割に伴う自社株式の分散リスクを防止

後継者が持株会社を設立し、事業会社からの配当による返済を前提に金融機関から自社株式の買取資金の融資を受けます。持株会社は事業会社の株主となり、経営者には自社株式の譲渡の対価として、現金が残ります。相続では、相続財産は自社株式ではなく現金となるため、遺産分割での自社株式の分散を防止できます。

■ 持株会社による子会社化



注意：借入金の負担が増えることも十分理解しておきましょう。

ポイントその1 経営者は株式を手放すかわりに現金を得ることができる（後継者は持株会社を通じて債務を負う）。

ポイントその2 相続では遺産に株式が含まれないので、後継者は株式の分散リスクを回避できる。

9 自社株買いに関するみなし配当の特例

相続により取得した自社株式の自社への譲渡は課税が軽減される

自社株式（非上場株式）を相続した後継者以外の相続人が「相続税の申告期限から3年以内」に自社に株式を譲渡した場合、みなし配当課税（最高税率55.945%）を適用せず、自社株式の譲渡所得について譲渡所得課税（税率20.42%）がなされます。

■ 譲渡所得課税が適用され相続人の負担を軽減

先代経営者



自社株式を相続

相続人



自社株式を譲渡

会社



相続税の
申告期限から
3年以内!

10 相続人等に対する売渡請求（会社法第174条）

相続人等に対して自社株式の売渡しを請求できる

あらかじめ定款に定めておくことで、自社株式が相続や合併等で移転した場合、会社は自社株式の新たな所有者に対し、会社へ自社株式を売り渡すよう請求することができます。

要注意!

売渡請求は、後継者以外の株主が後継者に対しても行うことができます。

売渡請求を受けた株主（後継者）は利害関係者として、売渡請求にかかる事項については株主総会で議決権を行使することができません。後継者が自社株式を相続するときに、会社の経営権の獲得を狙って売渡請求を行う株主が現れる危険性があります。

■ 相続した株式を会社に売渡すよう請求

定款
第〇条

当社は、相続等により当社の株式を取得した者に対し、株式を当社に売り渡すことを請求できる。

自社株式の売渡しを請求

先代経営者

相続人



自社株式を相続



11 特別支配株主による株式等売渡請求（会社法第179条）

議決権90%以上を保有していれば売渡請求ができる

株式会社の総株主の議決権の90%以上を有する株主は、他の株主の全員に対し、その保有するその会社の株式の全部を自己に売り渡すことを請求できます。

■ 手続きの流れ



12 名義株・所在不明株主の整理

経営者が存在を知らない株主

平成2年の商法改正前までは、株式会社を設立するためには最低7人の発起人が必要でした。各発起人は1株以上の株式を引き受けなければならなかったため、当時設立された株式会社では設立当初から株式の分散は一般的でした。

この商法の規定等を背景に、他人名義を用いて取得された、いわゆる名義株が存在する中小企業は少なくありません。名義株主が権利を主張し、会社の経営者との間で紛争となることがあります。株主名簿の整理を行い、名義株が存在する場合には、名義株主との間で権利関係を明確にしておきましょう。

M&Aの交渉で不利になることも

株主名簿上の株主の所在が不明となっているケースがあります。所在不明株主の存在は、株主権が突然主張されるリスクがあるほか、M&Aでは、すべての株式を譲渡先に譲渡することができないため、譲渡条件が不利になることもあります。全株主の同意が必要な行為や株主総会の招集通知等の手続きを行うためにも、株主の所在を把握しておくことが必要です。

■ 存在すら忘れていた株主が突然権利を主張してトラブルになるケースもある

後継者には協力しない。
どうしてもというなら
株式を高く買ってくれ。

株主



M&Aには
断固反対です。

株主



困ったなあ……

後継者



ポイント ▶ 5年以上所在不明の株主の株式は処分できる

5年以上継続して会社からの通知が到達しない株主が所有する株式は、公告・通知といった会社法上の手続きを経て、会社が処分（競売・売却・自社株買い）することができます（会社法第197条）。手続きについては弁護士等に相談の上、実施しましょう。

とても恐ろしい名義株式

平成5年

父が子供名義で同族会社の増資を実行
@1,000円 × 8,000株 = 8,000,000円



平成6年春

平成5年分の贈与税申告期限到来するが無申告



平成21年冬

相続が発生 @30,000円で評価



@30,000円 × 無償増資分込10,000株 = 3億円
を名義株式および配当金振込口座も名義預金として修正申告すべきと指摘あり！

具体的な出資時・増資時の手続き

- ① 株主・出資者となる人に資金がない場合はその人に資金を贈与
- ② ①の贈与につき証拠を残し、贈与税の申告も行う
- ③ その資金を基にその人名義で株主・出資者となる手続きを行う

4

事業承継に伴う税負担と対策

1 事業承継での資産取得に係る税負担

税負担への対策は計画的に

事業承継では、後継者が経営者から自社株式や事業用資産を取得することに伴い、贈与税や相続税が発生します。贈与税や相続税の納税猶予・免除制度など、事業承継の際に活用できる特例があるので、しっかりと把握しておきたいところです。

要注意!

税負担の軽減につながる制度を適用する場合、適用を受けるための条件が定められているケースが少なくありません。相続発生後など事後的に対応できる制度は限られるので、税理士などに相談しながら、経営者の生前から対策を進めることが重要です。

2 贈与税の概要

年間110万円までの贈与ならば税金はかからない

自社株式などの財産を生前贈与する場合は、贈与税が課税されます。ただし贈与税は、暦年課税として年間110万円の基礎控除を受けることができ、基礎控除額までの贈与については贈与税は課税されません。基礎控除額を超えた部分については10%～55%の累進税率で課税されます。また、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産については相続財産に加算されます。

■ 贈与税の税率

一般贈与財産用(一般税率)

※兄弟間、夫婦間、親子間で子が未成年者の場合等に適用される。

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

特例贈与財産用(特例税率)

※直系尊属(祖父母や父母など)から、その年の1月1日において20歳以上の者(子・孫など)への贈与税の計算に適用される。

基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

生前贈与した財産について相続時に相続財産に合算する制度も

贈与税の課税方式には、暦年課税のほかに相続時精算課税制度があります。60歳以上の父母又は祖母から20歳以上の子又は孫に対し財産を贈与した場合に選択することができます。この制度を選択した贈与財産については、特別控除額2,500万円の範囲内の金額には贈与税が課税されません。特別控除額を超える部分については、一律20%の税率で課税されます。将来、贈与者が死亡して相続が発生したときは、贈与財産を相続財産に合算して相続税額を計算し、すでに支払った贈与税相当額を相続税額から控除することができます。

プラスα

相続時精算課税制度で相続時に合算される贈与財産の価額は、「贈与時の価額」です。そのため、課税される価額という点では、相続時に贈与時より価額が上昇している場合は有利となりますので、将来値上がりが見込まれる財産について適用すると効果的です。

生前贈与の種類

		歴年贈与	相続時精算課税
贈与する人		誰からでもOK	60歳以上の親
受ける人		誰でもOK	20歳以上の子・孫
贈与税	非課税枠	贈与を受ける人ごとに 年間110万円	贈与をする人ごとに相続開始まで 原則2,500万円
	計 算	(贈与額 - 110万円) × 累進税率 (直系尊属から20歳以上の子・孫への贈与については優遇)	(贈与額 - 2,500万円) × 20% 一律税率
	計算期間	1月1日から12月31日	贈与をした年から相続開始まで
	申 告	① 非課税枠内は申告不要 ② 居住用財産の配偶者控除と非課税枠を超えた場合、翌年の2月1日から3月15日までに申告必要	制度を選択する場合は、非課税枠内でも贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに申告必要
相続税	計 算	相続開始前3年以内の贈与は加算(配偶者控除は除く)	この制度で贈与したすべての財産は相続時に加算
	評 価	贈与時の価額で評価され、上記の加算がされる	
	控 除	贈与税額控除がある	
	還 付	なし	あり
メリット		① 相続財産を減らすため節税になる ② 長期間にわたり贈与し続ければ節税効果は大きくなる	① 一度に多額の資産を移転 ② 価額を固定化し、将来の価額上昇の影響を除外
デメリット		① 短期間で多額の贈与はできない(納税負担が重い) ② 贈与の客観的証拠を残すことが煩雑	① 歴年贈与が適用できなくなる ② 贈与時の価額から下落すると下落分が余分な納税負担となり問題

3 相続税の概要

被相続人の財産を取得した場合に課税される

相続税は、被相続人（死亡した人）の財産を相続や遺贈、相続時精算課税制度にかかる贈与などによって取得した場合に、その取得した財産の価額に基づいて課税されます。ただし、相続税はすべての人に課税されるのではなく、課税遺産総額が相続税の基礎控除額を超えるときに課税されます。相続税の基礎控除額は、「3,000万円+（600万円×法定相続人の数）」で求められます。つまり、相続税が課税されるか否かは、課税遺産総額と法定相続人の数によって決まります。

相続税額の計算例

（事例） 相続財産1億円を法定相続人である子（AとB。いずれも成人）
2人で相続（Aは8,000万円、Bは2,000万円）をするケースのそれぞれの相続税額。

相続財産は



手順1 相続税の課税価格を計算する

課税価格

=

- 各相続人等が取得した財産の価額
- 生命保険金
- 死亡保険金

-

被相続人の
債務・葬式
費用

+

相続等により財産を取得した人が、相続開始前3年以内に被相続人から受けた贈与財産

+

相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産

手順2 課税価格から遺産にかかる基礎控除額を差し引いて課税遺産総額を求める

$$\text{課税遺産総額} = \text{課税価格の合計額} - \text{遺産にかかる基礎控除額} \\ \text{(3,000万円+600万円} \times \text{法定相続人の数)}$$

(事例) 課税遺産総額=1億円-(3,000万円+600万円×2)=5,800万円

手順3 相続税の総額を求める

$$\text{各人の算出税額} = \text{各人の法定相続分に応ずる取得金額} \\ \text{(課税遺産総額} \times \text{法定相続分)} \times \text{相続税率} - \text{控除額}$$

$$\text{相続税の総額} = \text{各人の算出税額の合計}$$

(事例) 各人の法定相続分に応ずる取得金額=5,800万円×1/2=2,900万円

各人の算出税額(1人分の相続税額)=2,900万円×15%-50万円=385万円

相続税の総額=385万円×2人=770万円

※相続税の税率と控除額は、法定相続分に応ずる取得金額により異なります。

手順4 各人の相続税の納付税額

3年以内贈与分の贈与税額の控除額、相続時精算課税分の贈与税額の控除額などをここから差し引きます。

$$\text{各人の相続税の納付すべき税額} = \text{相続税の総額} \times \text{実際の取得金額の割合}$$

Aの相続税額=770万円×8,000万円/1億円=616万円

Bの相続税額=770万円×2,000万円/1億円=154万円

相続税額は



616万円



154万円

4 事業承継税制 (非上場株式等についての相続税および贈与税の納税猶予・免除制度)

事業承継に伴う相続税・贈与税の負担を軽減

後継者が相続や贈与によって取得した自社株式等について、後継者の事業継続などを要件として相続税・贈与税の納税が猶予・免除される制度です。子や親族に限らず、親族外承継でも適用できます。

■ 事業承継税制を適用するメリット



自社株式の相続・贈与



事業承継税制を適用すれば
自社株式にかかる相続税の80%を猶予
※ 贈与の場合は自社株式にかかる贈与税の全額猶予

適用しなければ、
後継者は相続税の納付義務

※ 相続・贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限ります。

■ 事業承継税制を適用するための要件

要件	内容
① 先代経営者(被相続人)要件	会社の代表者であったこと等
② 後継者(相続人)要件	相続開始の直前において対象会社の役員であること等(先代経営者の親族以外にも適用される)贈与の場合は贈与の3年前から引き続き役員に就任していること
③ 会社要件	中小対象企業であること等 ※ 上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと
④ 雇用維持要件	雇用の8割以上を5年間平均で維持すること等

DATAでナットク!

事業承継税制を活用した自社株式の相続にかかる納税額の軽減効果は、相続人が子2人で、相続財産10億円のうち自社株式7億円を後継者に、残りの財産を非後継者に相続させたケースで、後継者について相続税約2億4,000万円が納税猶予されます。

■ 事業承継税制を活用した場合の税負担の軽減効果 (相続税の場合)

自社株式	7億円	→ 後継者Aが取得
その他財産	3億円	→ 非後継者Bが取得
合計	10億円	

(注)相続人は、子2人(後継者Aと非後継者B)とする。

後継者Aの納付税額

納税猶予の適用を受けない場合
約2億8,000万円

納税猶予の適用を受ける場合
約4,000万円
(納税猶予税額:約2億4,000万円)

事業承継税制を適用した場合の後継者Aの相続税の納付税額の計算

- ①相続税の課税価格=Aの課税価格7億円×事業承継税制(1-0.8)+Bの課税価格3億円=4億4,000万円
- ②課税遺産総額=相続税の課税価格4億4,000万円-基礎控除額4,200万円=3億9,800万円
- ③相続税の総額=(法定相続分による取得金額1億9,900万円×相続税率40%-1,700万円)×2人=1億2,520万円
- ④Aが納付する相続税額=1億2,520万円×1億4,000万円/4億4,000万円=3,983万円

■ 事業承継税制の流れ

①先代経営者
(被相続人)要件



株式の相続

②後継者
(相続人)要件



③会社要件



④5年間の事業継続要件

⑤5年経過後(継続保有)

相続開始

都道府県知事の認定

事業継続要件充足のチェック

都道府県へ「年次報告書」を提出(年1回)
税務署へ「継続届出書」を提出(年1回)

税務署へ「継続届出書」
を提出(3年に1回)

課税価格の
80%の納税猶予継続
議決権株式総数の2/3まで

さらなる世代へ事業承継をつなげることで
相続税、贈与税は納税「猶予」から「免除」へ

以下の場合には、猶予された相続税または贈与税の一部または
全部が免除されます。

- ◆5年経過後に、次の後継者へ贈与した場合
- ◆5年経過後に、会社が倒産した場合
- ◆後継者(※贈与税の納税猶予の場合は、後継者や先代経営者)が死亡した場合、など。

平成29年度税制改正のポイント

●従業員5人未満の会社の場合、従業員が1人減っても納税猶予を受け続けられます。

例えば…従業員4人の会社であれば、5年間平均で3人以上いればOK!

※従業員1人の会社が従業員ゼロになった場合は、要件を満たしません。

●相続時精算課税制度との併用が出来ようになりました。

つまり…相続時精算課税制度を併用することで、万が一、贈与税の納税猶予が取り消された場合の納税額が抑えられるようになりました。

●災害や取引先の倒産などが発生した場合の雇用要件等を緩和!

例えば…災害により事業用資産の3割以上が損壊した場合には、雇用要件が免除されます。

要注意!

平成29年3月31日までは必要書類の提出や手続きのご相談は経済産業局でしたが、平成29年4月1日以降、受付先は申請企業の主たる事務所が所在している都道府県の担当課宛に変更になりました。

Column

暦年課税、相続時精算課税、事業承継税制の使い分け方 (生前贈与の場合)

暦年課税：会社の株価が安定しており、急激な上昇が見込まれない場合で、相続開始までに時間的余裕があると見込まれるケースや後継者が決まっていないケースなど

相続時精算課税：会社の株価が上昇傾向にあり、かつ、後継者は決まっているが、相続税の納税が見込まれないケースなど

事業承継税制：会社の株価が上昇傾向にあり、かつ、後継者が決まっており、事業承継の時期に来ているケースなど

※平成29年1月1日以後の贈与から、相続時精算課税と事業承継税制が併用できるようになりました。

(参考) 事業承継税制の概要

○事業承継税制とは、後継者が、都道府県知事の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。

※平成25年度改正(平成27年1月施行)により親族外承継を対象化。経済産業大臣の認定件数：相続 985件、贈与 627件(平成20年10月～平成28年9月末)

相続税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき相続税のうち、先代経営者から相続により取得した非上場株式等(注)に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予される。

(注) 相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

贈与税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき贈与税のうち、先代経営者から贈与により取得した非上場株式等(注)に係る課税価額の全額に対応する額が納税猶予される。

(注) 贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

○申告期限から5年間は、以下の要件を満たして事業を継続することが必要(満たせなかった場合は全額納付)。

- ①雇用の8割以上を5年間平均で維持 ※平成25年度改正前は、雇用の8割以上を毎年維持
- ②後継者が代表を継続
- ③先代経営者が代表者を退任(有給役員として残留可) ※贈与税のみ。平成25年度改正前は先代経営者が役員を退任
- ④同族で過半数の株式を保有
- ⑤後継者が同族内で筆頭株主
- ⑥対象株式を継続して保有
- ⑦上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと 等

○5年経過後は、以下の要件を満たすことが必要。

- ①対象株式を継続して保有(譲渡した場合は、譲渡した株式の割合分だけ納付)
- ②資産管理会社に該当しないこと(満たせなかった場合は、全額納付)

事業承継税制の見直し（相続税、贈与税）

拡充

- 経営者の高齢化への対応、事業承継の円滑化は「待ったなし」の課題。
- 事業承継税制（非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度）について、
 - ①人手不足を踏まえた雇用要件の見直し
 - ②早期取組を促すための生前贈与の税制優遇強化 を図る。

改正概要

※平成29年4月1日より、都道府県が認定事務を行う。

●人手不足の中での雇用要件の見直し ～人手不足への対応～

- 深刻な人手不足の中で、特に小規模事業者において、雇用要件が高いハードルになっている。
 - 災害や経営環境の激変（事故・災害、取引先の倒産等）時も原則として雇用要件が課されるため、利用を躊躇する要因になっている。
- 
- 従業員5人未満の事業者について実質的に雇用要件の緩和を図る。
（4人→3人、3人→2人、2人→1人が認められる）
 - 災害や経営環境の激変時における雇用維持の困難化に対応するため、**セーフティネット**（雇用要件の弾力化）を措置

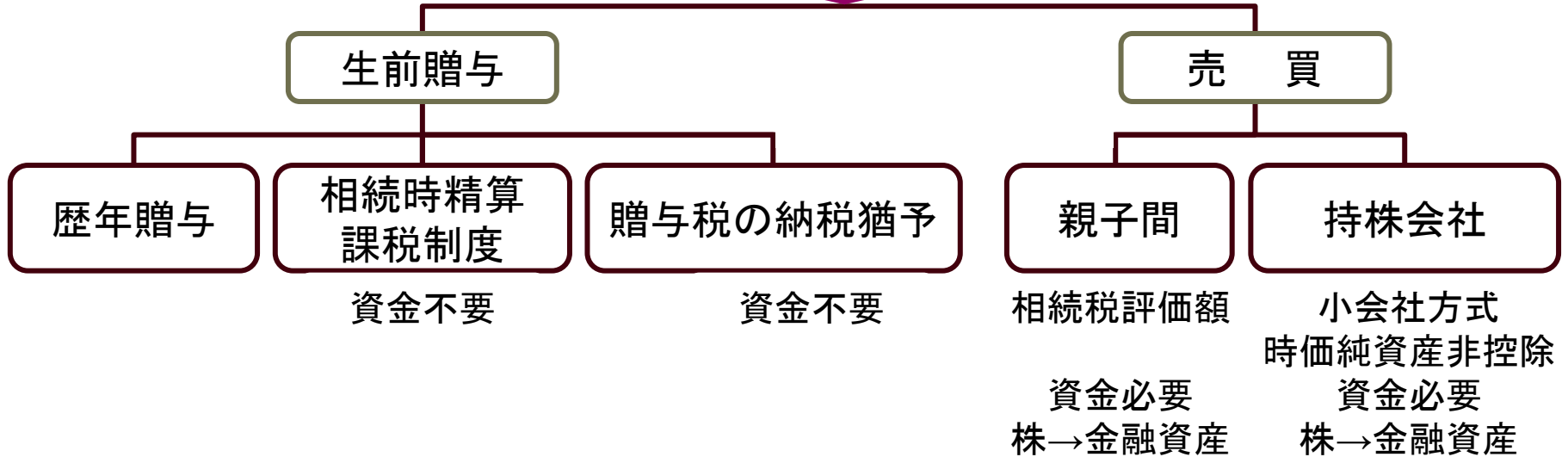
●早期かつ計画的な取組の促進 ～生前贈与の促進～

- 贈与税の納税猶予中、雇用要件等を満たせず認定取消になると、相続税よりも高額な贈与税を納税する必要がある。
 - 事業承継後5年経過後も、先代死亡時に相続税の猶予へ切り替えるには、中小企業要件等を課される。
- 
- 相続時精算課税との併用を認める**ことで、贈与税の納税猶予**取消時の納税額を、相続税と同額**とする。
 - 成長を阻害する先代死亡時の切替要件を廃止（中小企業要件・非上場要件）

※以上のほか、手続きの簡素化によりさらなる利便性の向上を図る。

株式引下げ = 経営の承継 = 事業承継のタイミング

株価引下げ対策後



黄金株 (拒否権付 種類株式)	1株だけ社長が黄金株式として持ち、残りをすべて後継者に渡して、経営能力に不安のある後継者のチェック 後継者の判断ミスを犯しそうな場合には、株主総会の決議を反映する
属人的 種類株式	株数の多さではなく、株主名で議決権のすべてを有することができる 1株しか持っていないなくても全議決権を有することができる 家元制
議決権 行使信託	信託により株式を財産権と経営権とに分けて、財産権を後継者に譲渡または贈与し、経営権はオーナーに残して議決権の行使を行う 行為能力がなくなった場合には、議決権行使の指図は後継者が指図する

自社株評価

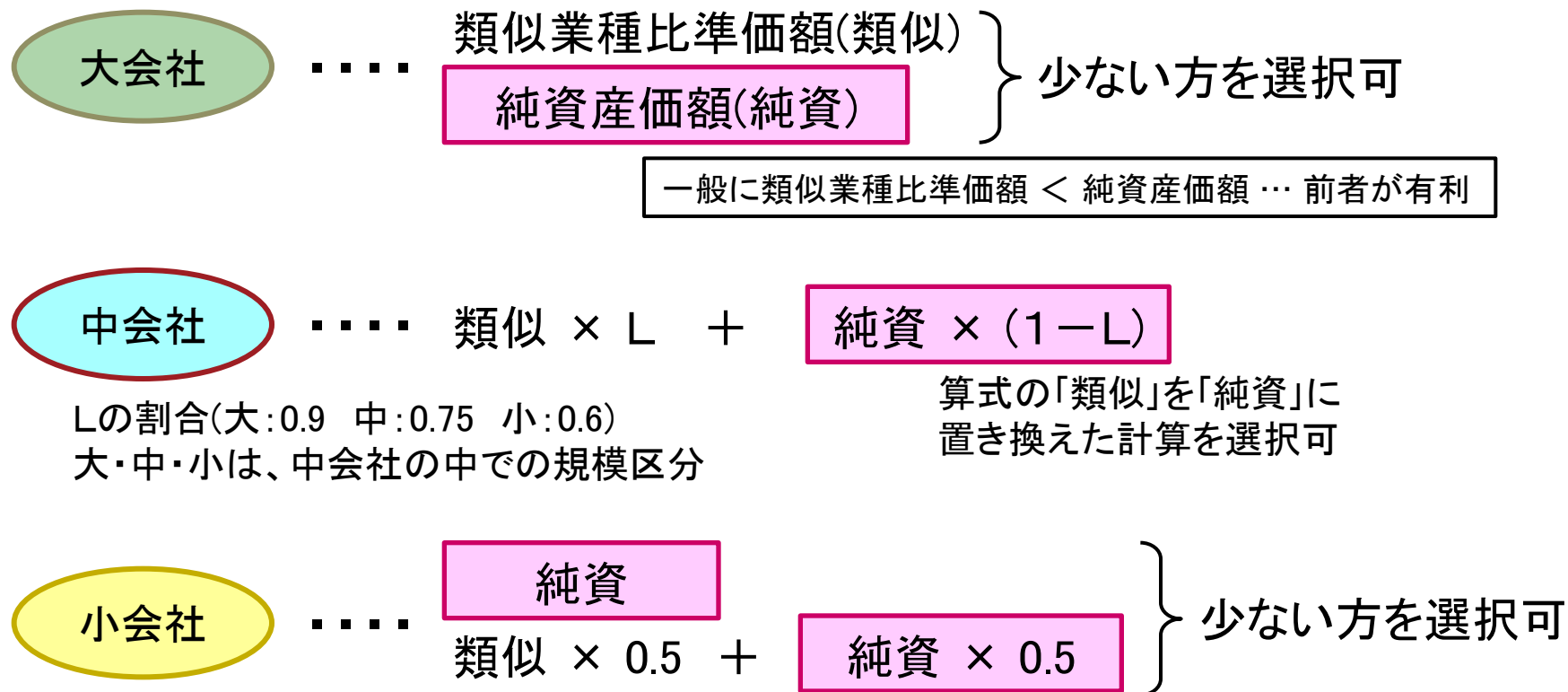
買主 売主	個人	法人
個人	相続税評価額	所基通59-6 時価純資産非控除型 小会社方式
法人	法基通9-1-14 時価純資産非控除型 小会社方式	法基通9-1-14 時価純資産非控除型 小会社方式

小会社方式

= 時価純資産非控除方式 × 0.5 + 類似業種比率方式 × 0.5

株価引き下げ対策①

非上場株式の評価の原則的方法



株価引き下げ対策②

非上場株式の原則的評価方式・・・大別して2つ

原則的評価方式には、類似業種比準方式と純資産価額方式がある

類似業種比準方式

1株当りの類似業種比準価額 =

いずれも会計ベースではなく、法人税法の所得金額ないし純資産額による

類似業種の平均株価 × $\frac{\text{配当比準値} + \text{利益比準値} + \text{純資産(相評)比準値}}{3}$ × 斟酌率

※ 斟酌率・・・大会社0.7 中会社0.6 小会社0.5

「類似業種比準株価」は、事業の種類が同一または類似する複数の上場会社の株価の平均値
各「比準値」は、各項目における《1株当りの対象会社の数値 / 当該複数の上場企業の数値の平均値》

純資産価額方式

1株当りの純資産価額 = $\frac{\text{純資産(相続税評価額)} + \text{※1} [\text{含み益} \times (1 - 37\%)]}{\text{発行済株式数}}$

※1 相続税評価額と帳簿価額による純資産価額の差額の37%相当額(H28.4.1以後の相続・贈与に適用)
マイナスの場合は「0」

類似業種比準方式

項目	ポイント	検討項目
配当	配当は原則として、しない	普通配当ではなく、記念配当のみ ただし、配当ゼロかつ利益ゼロまたはマイナスの会社である場合には、少額配当を行い、比準要素1の会社の適用を避ける
利益	税法上の所得金額をいかに下げるか	<ul style="list-style-type: none"> ① 実態貸借対照表の見直し ② 生前役員退職 ③ オペレーティングリースの利用 ④ 役員報酬の増額(後継者) ⑤ 後継者の会社に高収益部門・収益物件を譲渡 ⑥ 損金性の高い生命保険を活用 ⑦ 不良債権の償却 ⑧ 含み損のある土地・ゴルフ会員権等の売却 ⑨ 短期前払費用の活用 ⑩ リフォーム・改修工事
純資産	税法上の利益積立金額をいかに下げるか	<ul style="list-style-type: none"> ① 実態貸借対照表の見直し ② 利益(所得)を小さくすれば純資産も減少 ③ 借入金で賃貸不動産を購入し、純資産価額を下げる ④ 貸付金を退職金・不動産と相殺

純資産の見直し

実態貸借対照表

資 産	ポイント	負 債	ポイント
売掛金	不良債権の整理	未払費用	未払給料・社会保険料・未払利息・固定資産税の毎期計上
商品	滞留商品の廃棄・売却	役員借入金	債権贈与・債務の株式化(DES) 債務免除益
仮払金	費用性についての整理		
有形固定資産	正規の償却 遊休資産について除却・ 廃棄		
土地	含み損があれば損出し		
子会社株式	債務超過であれば清算		
長期貸付金	回収可能性の検討 役員退職金と相殺		
ゴルフ会員権	含み損があれば損出し		
繰延資産	早期償却		

DESによる相続対策

1. DES(債務の株式化)とは？

DESとは、役員借入金・未払金という債務を資本金に振り替える処理を言う

ポイント

- 会社に対する貸付金は、相続財産として相続税の課税対象
- 貸付金は額面通りに評価されるため、相続税の負担が重い

2. DESによる効果

DESを実行することにより、相続税を圧縮することが可能になる

[実行前] 債権(貸付金)として評価	→	[実行後] 株式(資本)として評価
(例) 貸付債権 1億円		(例) 株式評価 5,500万円
× 相続税率 30%		× 相続税率 30%
<hr/>		<hr/>
相続税 3,000万円		相続税 1,650万円

↑
相続税 1,350万円圧縮

- 貸付金から資本への振替額が大きいほど
- 相続税が高いほど

 **圧縮効果 UP!!**

3. DESの注意点

- ① 債務超過会社は不向き
債務免除益が法人に発生するため、法人に繰越欠損金がない場合、多額の法人税等がかかる
[対策]：疑似DESの余地はあり

- ② 資本金を1億円以下に抑える
[理由]：中小企業の税務上の優遇措置を確保するため

- ③ 法人住民税の均等割(年1回必ず課税される税金)が上昇する
(例)兵庫県／尼崎市の場合

資本金等の額	兵庫県 (法人県民税)	尼崎市(法人市民税)	
		50人以下	50人超
1千万円以下	年額 22,000円	年額 60,000円	年額 144,000円
1千万円超1億円以下	年額 55,000円	年額 156,000円	年額 180,000円
1億円超10億円以下	年額 143,000円	年額 192,000円	年額 480,000円

- ④ 他の株主がいる場合、贈与税の問題が起きる可能性がある
→ 他の株主が所有する株式の価値が上昇する場合に、みなし贈与が発生する
- ⑤ 増資に伴う登記費用がかかる
- 登録免許税 資本金増加額 × 7/1000
 - 司法書士費用

5 小規模宅地等の特例

宅地等の相続があった場合の特例措置

相続開始の直前まで先代経営者(被相続人)または生計を一にしていた親族の事業用や居住用として使用されていた宅地等(借地権を含む)を相続した場合は、相続税の課税価格から一定の割合が減額されます。

事業用の宅地等については、申告期限まで事業を継続すること等の条件を満たした場合、400㎡(居住用宅地と併せて最大730㎡)まで、評価額の80%が減額されます。

■ 小規模宅地等の課税の特例の概要

宅地等		減額される割合	適用対象限度面積
被相続人等の事業の用に 供されていた宅地等	特定事業用(貸付事業以外)	80%	400㎡
	特定同族会社事業用	80%	400㎡
	貸付事業用	50%	200㎡
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等(特定居住用)		80%	330㎡

6 死亡退職金に対する相続税の非課税枠

死亡後3年以内の退職金は相続税の課税対象

退職金には通常、所得税が課税されますが、経営者（被相続人）の死亡後3年以内に支給が確定した退職金（死亡退職金）は、相続財産とみなされ相続税の課税対象となります。

死亡退職金については、経営者（被相続人）のすべての相続人（相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません）が取得した退職金の合計額が次の非課税限度額以下であれば、相続税は課税されません。

死亡退職金や死亡保険金は、非課税枠の範囲内で課税価格の圧縮ができますので、相続税の負担軽減につながります。



■ 死亡退職金の相続税の非課税限度額

$500\text{万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{非課税限度額}$

7 死亡保険金に対する相続税の非課税枠

一定の死亡保険金は相続税の課税対象

経営者（被相続人）の死亡によって取得した生命保険金や損害保険金で、その保険料の全部または一部を被相続人が負担していたものは、相続税の課税対象となります。

死亡保険金については、経営者（被相続人）のすべての相続人（相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません）が受け取った保険金の合計額が次の非課税限度額以下であれば、相続税は課税されません。

■ 死亡保険金の相続税の非課税限度額

$500\text{万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{非課税限度額}$

事業承継を円滑にする税務上の特例

将来、後継者が負担する相続税を少しでも軽減したい

後継者に事業用資産を計画的に生前贈与したい

暦年課税では時間がかかるので、後継者や将来の相続人にまとまった財産を生前贈与したい

会社の業績が伸びているので自社株式の評価額が上がらないうちに、後継者に生前贈与したい

後継者として自社株式を相続したいが、税負担によって十分な株式を相続できないため納税を猶予してほしい

従業員を後継者に決めしたが、自社株式の取得にかかる贈与税の納税資金が準備できないので、納税を猶予してほしい

相続財産に先代経営者（被相続人）が所有していた自宅の宅地が含まれている

相続財産に先代経営者（被相続人）が所有していた工場の敷地がある

先代経営者が突然亡くなり、その後、退職金の支給額が決まった

後継者が事業の運転資金や納税資金に困らないよう、自分（経営者）の死後、後継者に確実に渡せるお金を確保したい

贈与税の暦年課税

年間110万円までの贈与が非課税

相続時精算課税制度

特別控除額2,500万円を超える部分について、20%の贈与税。将来、相続財産に合算して相続税を計算

事業承継税制

非上場株式（自社株式）の贈与税・相続税の納税を猶予および免除

小規模宅地等の特例

事業用や居住用の宅地の課税価格を最大8割軽減

死亡退職金に対する相続税の非課税枠

死亡保険金に対する相続税の非課税枠

分割対策のポイント

項目		ポイント	内容
遺言書		公正証書遺言書をおすすめ	内容実現の確実性・迅速性 遺言能力による無効の恐れが低い 家庭裁判所の検認手続が不要
遺留分		子供は法定相続分の1/2	最低限、相続人の生活保障のために守られる 兄弟姉妹には遺留分がない 遺留分を侵害されていることを知った日から1年以内
遺留分の民法の特例 (経営承継円滑化法)	除外合意	生前贈与株式を遺留分の算定基礎から除外	① 相続人全員の同意 ② 経済産業大臣の確認 ③ 家庭裁判所の許可
	固定合意	合意時の価額で遺留分を計算	
養子縁組		相続税法上の人数制限 実子がいる場合は1人 実子がいない場合は2人	民法上の制限はない 基礎控除＋累進税率の緩和 遺留分の割合が減少 死亡保険金・死亡退職金の非課税枠が広がる 孫が相続人となり、一世代とばせる(ただし2割加算)
生命保険金		受取人固有の財産	民法上の相続財産ではないので、遺産分割の対象にならない
死亡退職金		功績倍率法 最終報酬月額×役員在籍年数×功績倍率	遺留分の対象とならない 非課税枠が適用 代償金として利用できる

平櫛田中(ひらくしでんちゅう)(岡山県井原市)の名言集

実践実践また実践。

挑戦挑戦また挑戦。

修練修練また修練。

やってやれないことはない。

やらずにできるわけがない。

今やらずしていつできる。

わしがやらねばたれがやる。

こだわるな、こだわるな。
人間本来、住むところなし。

どこに住んでも心は一つ。
仕事ができればそれでよい。

人間は思ったら
直ちに実行せねばいけない。

考えただけでは
やったことにもならず、
消えてしまうものです。

「いまやらねば、
いつできる」ですよ。

そして、「わしがやらねば
たれがやる」と自分で
覚悟すること。

これが人間の努力を
確実にするものですよ。

六十、七十は鼻たれ小僧、
男ざかりは百から百から、
わしもこれからこれから。

悲しいときには泣くがよい。
辛いときにも泣くがよい。

涙流して耐えねばならぬ。
耐えた心がやがて薬になる。
